

令和5年9月25日

保護者様

尾道市立広島県尾道南高等学校

### 本校における感染症に罹患した生徒の対応について

本校では、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ感染症の急拡大を受け、医療機関の発熱外来のひっ迫を回避する等の理由により、出席停止や陰性等の証明書を求めないこととなりました。

発熱や喉の痛み、咳などの風邪症状等がある生徒は医療機関を受診し、感染症の診断がでている場合は必ず本校に連絡してください。(尾道南高校 TEL:0848-37-4945)

新型コロナウイルス感染症を含めた、学校感染症第2種の出席停止基準は以下のとおりです。

出席停止中は、特別欠席として扱われます。

<input type="checkbox"/> インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	発症翌日から5日間、かつ症状軽快後1日が経過するまで
<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
<input type="checkbox"/> 麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
<input type="checkbox"/> 咽頭結膜炎	主要症状が消失した後2日を経過するまで
<input type="checkbox"/> その他	症状等により診断医や学校医が感染の恐れがないと認めるまで

その他の感染症についても、医師の指示に従い、療養に専念するようにしてください。

療養に要した期間については、体調が良くなって登校した際に、必ず養護教諭に伝えてください。

【参考】学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

（令和5年4月28日 5文科初第345号）

20230427-mxt\_ope01-000004520\_2.pdf (mext.go.jp)